公　　告

このたび、上場土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画を変更したいので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第４８条第３項の規定により、下記書類とともに公告します。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地で所有権以外の権原に基づき使用収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地について、この土地改良事業に参加しようとするものは、同法第３条の規定により、令和８年１１月１３日までに関係市町の農業委員会に申し出てください。

令和８年１０月３０日

佐賀県唐津市西城内１番１号

上場土地改良区

理事長　　峰　　達　郎

1　変更後の土地改良事業の計画の概要

(1)　上場土地改良区営土地改良事業（維持管理）変更計画概要書

(2)　地域を記載した書面